

議案第 2 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和6年10月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

- 1 大規模災害で被災した生徒の就学機会の確保等のため、被災者が沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校に入学又は在学する場合の入学料等の免除の規定を定める。
- 2 令和7年度沖縄県立高等学校入学者選抜から推薦入試制度に代わって特色選抜制度が実施されることから、高等学校入学考査料の減免申請手続について改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第8条及び第9条」を「から第9条まで」に、「証明手数料」を「入学考査料及び証明手数料」に改める。

第2条の見出し中「対象」を「対象者」に改め、同条第1項中「第3号に」を「第2号に」に、「転学又は転籍の」を「転学の」に改め、第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第4条の規定により法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学した者第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者

第3条第1号中「法第3条第1項に規定する」を削る。

第4条の見出し中「対象」を「対象者」に改め、同条第1号中「災害」を「保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の被災」に改め、「の子弟」を削る。

第6条第1項中「申請書（第1号様式）」を「授業料等減免申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）」を「保護者等」に改め、同項第1号中「第2条第1項第1号」の次に「又は第5号」を加える。

第7条第1項中「（第1号様式）」を削り、同条第2項中「同条第3項」を「同項」に改める。

第8条の見出し中「及び通知決定」を「等」に改める。

第10条第5項中「おいて」を「ついて」に改める。

第11条第3項中「掲げる」を「該当する」に、「おいて」を「ついて」に改め、同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第2条第1項第5号に該当する者に係る授業料等の免除の期間は、前項本文の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

第13条を次のように改める。

（沖縄県立高等学校の入学考査料の減免）

第13条 沖縄県立高等学校の入学考査料（以下「高等学校入学考査料」という。）の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 沖縄県立高等学校の入学者選抜に係る要項（以下「実施要項」という。）に記載する特色選抜及び一般選抜（以下それぞれ「特色選抜」及び「一般選抜」という。）により入学を志願する者

(2) 実施要項に定める連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び一般選抜により入学を志願する者

(3) 特色選抜及び一般選抜の結果、合格者の数が学科等の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に志願する者（一般選抜に係る学力検査を受検しなかった者を除く。）

(4) 第2条第1項第5号に掲げる者

2 前項の規定により免除し、又は減額することができる高等学校入学考査料は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 特色選抜に係る高等学校入学考査料の全額。ただし、特色選抜については全日制課程を志願し、一般選抜については定時制課程を志願する者については一般選抜に係る高等学校入学考査料に相当する額

(2) 前項第2号に該当する者 一般選抜に係る高等学校入学考査料の全額

(3) 前項第3号に該当する者 第2次募集に係る高等学校入学考査料の半額

(4) 前項第4号に該当する者 高等学校入学考査料の全額

3 第1項の規定により高等学校入学考査料の免除又は減額を受けようとする者は、同項第1号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書(第10号様式)(以下「入学考査料等減免申請書」という。)を添えて特色選抜により入学を志願する高等学校の校長に、同項第2号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書を添えて一般選抜により入学を志願する高等学校の校長に、同項第3号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書を添えて第2次募集により入学を志願する高等学校の校長に、同項第4号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書に第6条第1項第2号に規定する書類を添えて入学を志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

4 高等学校入学考査料の免除又は減額の決定は、入学考査料等減免申請書を受理した校長が行う。

第16条中「この規則」を「この規則に定めるもののほか、この規則」に改め、同条を第21条とし、第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(沖縄県立中学校の入学考査料の免除)

第14条 沖縄県立中学校の入学考査料(以下「中学校入学考査料」という。)の免除を受けることができる者は、第2条第1項第5号に該当するものとする。

2 前項の規定により中学校入学考査料の免除を受けようとする者は、入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書に第6条第1項第2号に規定する書類を添えて、志願する沖縄県立中学校の校長に提出しなければならない。

3 中学校入学考査料の免除の決定は、入学考査料等減免申請書を受理した校長が行う。

(沖縄県立高等学校の入学料の免除)

第15条 沖縄県立高等学校の入学料(以下「入学料」という。)の免除を受けることができる者は、第2条第1項第5号に該当するものとする。

2 前項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、入学考査料等減免申請書に第6条第1項第2号に規定する書類を添えて、入学する沖縄県立高等学校の校長に提出しなければならない。

3 入学料の免除の決定は、入学考査料等減免申請書を受理した校長が行う。

(免除の決定等)

第16条 校長は、第2条第1項第5号に該当する者について、第13条、第14条又は前条の規定により高等学校入学考査料、中学校入学考査料又は入学料(以下「入学考査料等」という。)の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して入学考査料等免除決定通知書(第11号様式)により通知するとともに、入学考査料等免除決定報告書(第12号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(聴講料の免除)

第17条 沖縄県立高等学校の聴講料の免除を受けることができる者は、第2条第1項第5号に該当するものとする。

2 前項の規定により聴講料の免除を受けようとする者は、聴講料免除申請書(第13号様式)に第6条第1項第2号に掲げる書類を添えて、聴講を許可した校長に提出しなければならない。

3 聴講料の免除の決定は、聴講料免除申請書(第13号様式)を受理した校長が行う。

4 校長は、前項の規定により聴講料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して聴講料免除決定通知書(第14号様式)により通知するとともに、聴講料免除決定報告書(第15号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(入学考査料等及び聴講料の還付)

第18条 校長は、第2条第1項第5号に該当する者について、第13条から第15条まで又は前条の規定により当該入学考査料等又は聴講料が既に納入されているときは、これを還付するものとする。

第10号様式中「第13条関係」を「第13条・第14条・第15条関係」に、「入学考査料減免申請書」を「入学考査料等減免申請書」に、「高等学校長」を「学校長」に、「第13条の規定により、入学考査料」を「(第13条・第14条・第15条)の規定により、(入学考査料・入学料)」に、「注意 免除・減額のいずれか該当

するものを○で囲むこと。」を
「注意 1 第13条・第14条・第15条のいずれか該当するものを○で囲むこと。
2 入学考査料・入学料のいずれか該当するものを○で囲むこと。
3 免除・減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。」と。

に改める。

」

第10号様式の次に次の5様式を加える。

第11号様式（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

生徒宛て

学校長氏名 印

入学考査料等免除決定通知書

さきに提出があった入学考査料等免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	本人氏名	
	保護者等氏名	
決定内容		（ 入学考査料 ・ 入学料 ）を免除

注意 入学考査料・入学料のいずれか該当するものを○で囲むこと。

第12号様式（第16条関係）

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長氏名 印

入学考査料等免除決定報告書

入学考査料等の免除を下記のとおり決定したので報告します。

記

課 程	学 年	氏 名	免除対象	備 考

第13号様式（第17条関係）

聴講料免除申請書

年 月 日

学校長 殿

学 校 名
本 人 住 所
氏 名
保 護 者 等 住 所
氏 名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第17条により、聴講料を免除されますよう申請いたします。

第14号様式（第17条関係）

文 書 番 号
年 月 日

生徒宛て

学校長氏名 印

聴講料免除決定通知書

さきに提出があった聴講料免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	本人氏名	
	保護者等氏名	
決定内容		聴講料を免除

第15号様式（第17条関係）

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長氏名 印

聴講料免除決定報告書

聴講料の免除を下記のとおり決定したので報告します。

記

課 程	学 年	氏 名	備 考

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁教育支援課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、沖縄県教育委員会では大規模災害で被災した生徒の就学機会の確保等のため、被災者が沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校に入学又は在学する場合に入学料等の免除支援を行うこととした。また、沖縄県教育委員会では平成23年の東日本大震災に際しては特例規則を制定して入学料等免除の支援を行ったが、今回の能登半島地震を契機に今後同様の災害が起こった場合に迅速に支援を行うため、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）を改正し、大規模災害の被災者を免除の要件に加える必要がある。
- (2) 令和6年度実施の沖縄県立高等学校入学者選抜から新しい入試制度が始まり、推薦入試制度に代わって特色選抜が実施されることになり、また同時に入学者選抜の出願方法もウェブ出願が導入されることになった。入試制度の変更に伴い出願手続等も変更が生じているため、入学考査料の減免規定についても改正を行う必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 還付に係る規定を定めるため根拠条文を追加するとともに、規定する対象に沖縄県立中学校の入学考査料を加える。（第1条関係）
- (2) 授業料等の免除を受けることができる者に大規模災害の被災者を加える。（第2条関係）
- (3) 授業料等の免除申請手続の書類のうち、課税証明書の提出を除外する者に大規模災害の被災者を加える。（第6条関係）
- (4) 大規模災害の被災者の授業料等の免除の期間について定める。（第11条関係）
- (5) 高等学校の入学考査料の減免について、推薦入試を特色選抜に、学力検査による選抜を一般選抜に改め、免除対象に大規模災害の被災者を加え、免除又は減額する額の規定及び申請手続を改める。（第13条関係）
- (6) 大規模災害の被災者の沖縄県立中学校の入学考査料の免除の規定を定める。（第14条関係）
- (7) 大規模災害の被災者の沖縄県立高等学校の入学料の免除の規定を定める。（第15条関係）
- (8) 大規模災害の被災者について入学考査料又は入学料の免除を決定した際の手続について定める。（第16条関係）
- (9) 大規模災害の被災者の聴講料の免除の規定を定める。（第17条関係）
- (10) 大規模災害の被災者が既に納付した入学考査料、入学料又は聴講料の還付について

定める。(第18条関係)

(11) 5様式を追加する。(第13条及び第16条関係)

(12) その他所要の改正を行う。(第3条、第4条、第6条から第8条まで、第10条、第11条、第16条及び第10号様式関係)

(13) この規則は公布の日から施行する。(附則)

4 根拠法令等

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例(昭和48年沖縄県条例第41号)

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済。

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条から第9条まで<u>の</u>規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予その他の必要な事項を定めるとともに、沖縄県立中学校の<u>入学者</u>の<u>証明手数料</u>の免除に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免除又は減額の対象者)</p> <p>第2条 授業料及び受講料（<u>第2号に掲げる者</u>においては、<u>転学</u>の<u>届出書</u>を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができ、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）<u>第4条の規定により</u><u>法第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有すること</u>についての認定を受けた者で、<u>月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学した者</u></p> <p>(3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）<u>第1条第2項に定める者に該当しない者</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、沖縄県立高等学校の授業料等の免除、減額、徴収の猶予その他の必要な事項を定めるとともに、沖縄県立中学校の<u>証明手数料</u>の免除に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免除又は減額の対象)</p> <p>第2条 授業料及び受講料（<u>第3号に掲げる者</u>においては、<u>転学又は転籍</u>の<u>届出書</u>を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができ、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）<u>第29条第2項の留学の許可を受けた者</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）<u>第1条第2項に定める者に該当しない者</u></p> <p>(3) <u>高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有すること</u>についての認定を受けた者で、<u>月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者</u></p>

- (4) 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、授業料等を算定する月（以下「算定月」という。）において次に掲げる要件を全て満たす者
- ア 政令第1条第2項に定める者に該当しないこと。
- イ 算定月の前月までに履修の期間を満了した科目の単位数及び履修を開始した科目の単位数並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が74を超えること。

と。

(新設)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者
- 2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 当該既卒者（当該既卒者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

(就学支援金等の代理受領)

第3条 (略)

- (1) 法第4条の規定により 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) (略)

(3) (略)

(就学支援金等の代理受領)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があったものとみなす。

- (1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者
- (2) 高等学校を退学した後再び高等学校に入学する場合において、国及び県が行う支援の対象となった者
- (3) 高等学校（専攻科に限る。）に在学する生徒であって、その修学について国及び県が行う支援の対象となった者

- (5) 大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された回法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者

(6) (略)

2 (略)

(徴収の猶予の対象者)

第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の被災、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者
- (2) (略)
- (3) (略)

(免除又は減額する額)

第5条 (略)

(免除の申請手続)

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、授業料等減免申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者に

保護者等 _____ がいるときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする。

- (1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。）（第2条第1項第1号又は第5号に該当する者を除く。）

(2) (略)

2 (略)

3 (略)

(徴収の猶予の対象)

第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) _____ 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となった者の子弟
- (2) 就学支援金等を申請した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に徴収の猶予の必要があると認める者

(免除又は減額する額)

第5条 授業料等を免除し、又は減額する額は、条例第2条の規定により納付すべき授業料等の全額又は半額とする。

(免除の申請手続)

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、 _____ に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）がいるときは、当該保護者等と連署した申請書を提出するものとする。

- (1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。）（第2条第1項第1号 _____ に該当する者を除く。）

(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定により提出された申請書及び書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、授業料等減免承認申請書（第2号様式）を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会

が定める日までにを行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者と連署した申請書を提出するものとする。

(1) 課税証明書等(第2条第2項第2号に該当する者を除く。)

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定により提出された申請書及び書類(次条第3項において「申請書等」という。)を受理したときは、同条第3項の規定により授業料等の免除の決定をする場合を除き、必要事項を調査の上、授業料等減免承認申請書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料等減免承認通知書(第3号様式)により校長に通知するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育委員会から通知を受けたときは、速やかにその該当者に対して授業料等減免決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 校長は、第2条第2項第2号の規定により授業料等の免除を受けようとする者が提出する申請書等を受理した場合であつて、当該者が同号に該当するときは、授業料等の免除の決定をすることができる。

4 校長は、前項の規定により授業料等の免除を決定した場合は、速やかにその該当者

4 (略)

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、申請書_____に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。この場合において、当該者が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者と連署した申請書を提出するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

2 校長は、前項の規定により提出された申請書及び書類(次条第3項において「申請書等」という。)を受理したときは、同項_____の規定により授業料等の免除の決定をする場合を除き、必要事項を調査の上、授業料等減免承認申請書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(免除又は減額の承認等_____)

第8条 (略)

に対して授業料等減免決定通知書（第4号様式）により通知するとともに、授業料等免除決定報告書（第5号様式）により教育委員会に報告するものとする。

（授業料等の還付）

第9条 （略）

（授業料等の還付）

第9条 条例第7条ただし書に規定する授業料等の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 誤納が判明したとき。
- (2) 授業料等を減免された生徒が当該授業料等を既に納入しているとき。
- (3) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

（徴収の猶予）

第10条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 第4条第2号に掲げる者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、授業料の徴収の猶予を許可したものとする。

（免除、減額又は徴収の猶予の期間）

第11条 （略）

2 第2条第1項第5号に該当する者に係る授業料等の免除の期間は、前項本文の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

3 （略）

4 第4条第2号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、就学支援金等の認定のあった月の翌月まで猶予する。

（徴収の猶予）

第10条 授業料等の徴収の猶予は、校長が許可する。

2 授業料等の徴収の猶予を受けようとする者（第4条第2号に掲げる者を除く。）は、授業料等徴収猶予願（第6号様式）を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の規定による書類を受理したときは、その理由が第4条第1号又は第3号に該当するかどうか調査検討した上、許可するものとする。

4 校長は、第1項の規定により許可した場合は、速やかにその該当者に対して授業料等徴収猶予決定通知書（第7号様式）により通知すると同時に、授業料等徴収猶予報告書（第8号様式）により教育委員会に報告するものとする。

5 第4条第2号に掲げる者においては、第2項から前項までの規定にかかわらず、授業料の徴収の猶予を許可したものとする。

（免除、減額又は徴収の猶予の期間）

第11条 授業料等の免除又は減額の期間は、当該年度限りとする。ただし、留学による場合は、この限りでない。

（新設）

2 授業料等の徴収の猶予は3月を越えないものとする。

3 第4条第2号に掲げる者においては、前項の規定にかかわらず、就学支援金等の認定のあった月の翌月まで猶予する。

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 (略)

(沖縄県立高等学校の入学検査料の減免)

第13条 沖縄県立高等学校の入学検査料(以下「高等学校入学検査料」という。)の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 沖縄県立高等学校の入学者選抜に係る要項(以下「実施要項」という。)に記載する特色選抜及び一般選抜(以下それぞれ「特色選抜」及び「一般選抜」という。)により入学を志願する者
- (2) 実施要項に定める連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び一般選抜により入学を志願する者
- (3) 特色選抜及び一般選抜の結果、合格者の数が学科等の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集(以下「第2次募集」という。)に志願する者(一般選抜に係る学力検査を受検しなかった者を除く。)
- (4) 第2条第1項第5号に掲げる者

2 前項の規定により免除し、又は減額することができる高等学校入学検査料は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に該当する者 特色選抜に係る高等学校入学検査料の全額。ただし、特色選抜については全日制課程を志願し、一般選抜については定時制課程を志願する者については一般選抜に係る高等学校入学検査料に相当する額
- (2) 前項第2号に該当する者 一般選抜に係る高等学校入学検査料の全額
- (3) 前項第3号に該当する者 第2次募集に係る高等学校入学検査料の半額
- (4) 前項第4号に該当する者 高等学校入学検査料の全額

3 第1項の規定により高等学校入学検査料の免除又は減額を受けようとする者は、同

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書(第9号様式)により教育委員会に報告するものとする。

(沖縄県立高等学校の入学検査料の減免)

第13条 沖縄県立高等学校の入学検査料(以下「入学検査料」という。)の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 推薦入学又は連携型中高一貫教育に係る入学の方法により志願し、選抜の結果不合格となつた者で、当該選抜が行われた年度と同一の年度内に入学者選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)により入学を志願するもの(新設)

(2) 学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集(以下「第2次募集」という。)に志願する者(学力検査を受検しなかった者を除く。)

(新設)

2 入学検査料の免除又は減額は、前項第1号に該当する者については、その全額を免除するものとし、同項第2号に該当する者については、その半額を減額するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 入学検査料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者に

項第1号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学検査料等減免申請書(第10号様式)(以下「入学検査料等減免申請書」という。)を添えて特色選抜により入学を志願する高等学校の校長に、同項第2号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学検査料等減免申請書を添えて一般選抜により入学を志願する高等学校の校長に、同項第3号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学検査料等減免申請書を添えて第2次募集により入学を志願する高等学校の校長に、同項第4号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学検査料等減免申請書に第6条第1項第2号に規定する書類を添えて入学を志願する高等学校の校長に提出しななければならない。

4 高等学校入学検査料の免除又は減額の決定は、入学検査料等減免申請書を受理した校長が行う。

(沖縄県立中学校の入学検査料の免除)

第14条 沖縄県立中学校の入学検査料(以下「中学校入学検査料」という。)の免除を受けることができる者は、第2条第1項第5号に該当するものとする。

2 前項の規定により中学校入学検査料の免除を受けようとする者は、入学志願書を提出する際に入学検査料等減免申請書に第6条第1項第2号に規定する書類を添えて、志願する沖縄県立中学校の校長に提出しなければならない。

3 中学校入学検査料の免除の決定は、入学検査料等減免申請書を受理した校長が行う。

(沖縄県立高等学校の入学料の免除)

第15条 沖縄県立高等学校の入学料(以下「入学料」という。)の免除を受けることができる者は、第2条第1項第5号に該当するものとする。

2 前項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、入学検査料等減免申請書に第6条第1項第2号に規定する書類を添えて、入学する沖縄県立高等学校の校長に提出しななければならない。

3 入学料の免除の決定は、入学検査料等減免申請書を受理した校長が行う。

(免除の決定等)

あつては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学検査料減免申請書(第10号様式)に入学検査料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学検査料の減額を受けようとする者にあつては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学検査料減免申請書(第10号様式)を添えて、志願する高等学校の校長に提出しななければならない。

4 入学検査料の免除又は減額の決定は、入学検査料 減免申請書を受理した校長が行う。

(新設)

(新設)

<p>第16条 校長は、第2条第1項第5号に該当する者について、第13条、第14条又は前条の規定により高等学校入学検査料、中学校入学検査料又は入学料（以下「入学検査料等」という。）の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して入学検査料等免除決定通知書（第11号様式）により通知するとともに、入学検査料等免除決定報告書（第12号様式）により教育委員会に報告するものとする。</p> <p>（聴講料の免除）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第17条 沖縄県立高等学校の聴講料の免除を受けることができる者は、第2条第1項第5号に該当するものとする。</p> <p>2 前項の規定により聴講料の免除を受けようとする者は、聴講料免除申請書（第13号様式）に第6条第1項第2号に掲げる書類を添えて、聴講を許可した校長に提出しなければならぬ。</p> <p>3 聴講料の免除の決定は、聴講料免除申請書（第13号様式）を受理した校長が行う。</p> <p>4 校長は、前項の規定により聴講料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して聴講料免除決定通知書（第14号様式）により通知するとともに、聴講料免除決定報告書（第15号様式）により教育委員会に報告するものとする。</p> <p>（入学検査料等及び聴講料の選付）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第18条 校長は、第2条第1項第5号に該当する者について、第13条から第15条まで又は前条の規定により入学検査料等又は聴講料の免除を決定した場合において、当該入学検査料等又は聴講料が既に納入されているときは、これを選付するものとする。</p> <p>（受講料等）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>（証明手数料等）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（委任）</p>	<p>（受講料等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>（証明手数料等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>（委任）</p>
<p>第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が</p>	<p>この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別</p>

別に定める。

第10号様式 (第13条・第14条・第15条関係)

入学検査料等減免申請書

学校長 殿

年 月 日

学 校 名
本 人 住 所 名
氏 名
保 護 者 等 住 所 名
氏 名

別に定める。

第10号様式 (第13条関係)

入学検査料 減免申請書

高等学校長 殿

年 月 日

学 校 名
本 人 住 所 名
氏 名
保 護 者 等 住 所 名
氏 名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(第13条・第14条・第15条)の規定により、(入学検査料・入学料)を(免除・減額)されまますよう申請いたします。

(理由)

- 注意
- 1 第13条・第14条・第15条のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 - 2 入学検査料・入学料のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 - 3 免除・減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。

第11号様式 (第16条関係)

文 書 番 号

年 月 日

(新設)

生徒宛て

学校長氏名 印

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第13条の規定により、入学検査料を(免除・減額)されまますよう申請いたします。

(理由)

注意 免除・減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。

入学査料等免除決定通知書

さきに提出があった入学査料等免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	本人氏名	
	保護者等氏名	
決定内容	(入学査料・入学金)を免除	

注意 入学査料・入学金のいずれか該当するものを○で囲むこと。

第12号様式 (第16条関係)

(新設)

文書番号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長氏名 印

入学査料等免除決定報告書

入学査料等の免除を下記のとおり決定したので報告します。

記

課程	学年	氏名	免除対象	備考

第13号様式 (第17条関係)

(新設)

聴講料免除申請書

年 月 日

学校長 殿

学 校 名
 本 人 住 所
 氏 名
 保 護 者 等 住 所
 氏 名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第17条により、聴講料を免除されますよう申請いたします。

第14号様式 (第17条関係)

(新設)

文 書 番 号
 年 月 日

生徒宛て

学校長氏名 印

聴講料免除決定通知書

さきに提出があった聴講料免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	本人氏名	
	保護者等氏名	
決定内容	聴講料を免除	

第15号様式 (第17条関係)

(新設)

文書番号

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長氏名 印

聴講料免除決定報告書

聴講料の免除を下記のとおり決定したので報告します。

記

課程	学年	氏名	備考

参照条文

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平成二十二年法律第十八号)

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程)における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者

二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月(その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

(学校の範囲)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(普通教育の義務)

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年

の普通教育を受けさせる義務を負う。

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施

行令(平成二十二年政令第百十二号)

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 法第三条第一項に規定する者(以下この条において「生徒等」という。)に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。)がいる場合 当該保護者
- 一 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等(当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)

2、3 (略)

○災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)

(目的)

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(第三

項及び第十一条において「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条第二項において「指定都市」という。)にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項(同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村(次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。)の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。